# 大阪市障がい者相談支援調整事業
# （長期継続）業務委託
# 業務受託法人　募集要項
# （公募型プロポーザル）

令和8年 11 月

大阪市


事務局　：　大阪市　福祉局　障がい者施策部　障がい福祉課

住　所　：　〒530－8201
大阪市北区中之島 1－3－20（大阪市役所6階）

電　話　：　06－6208－7999

ファックス　：　06－6202－6962

電子メール　：　fa0025@city.osaka.lg.jp

# *第１章　募集の趣旨・概要*

## １　募集の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 77 条の２の規定に基づき、大阪市内に居住する障がい者、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じる「区障がい者基幹相談支援センター」が効果的に機能するよう、相談支援専門員等の人材育成や、障がい及び障がい者等に対する理解の促進等に関する啓発・広報業務等を行い、市域における障がい者相談支援体制を充実させる役割を担う「障がい者相談支援調整事業」の受託を希望する法人を１か所募集する。

## ２　業務内容

①相談支援専門員に対する専門的研修の実施
②障がい者理解に向けた啓発・広報
③ピアサポーターの養成等
④障がい者支援施設等からの地域移行における連絡調整及び啓発・広報
⑤スーパーバイザーの派遣
⑥相談支援事業等に関する状況把握及び情報提供
⑦あいサポート運動の実施
※法令等の変更により業務内容が変更される場合がある。
※具体的内容については、別紙「大阪市障がい者相談支援調整事業（長期継続）仕様書（以下「業務委託仕様書」という。）」を参照のこと。

## ３　募集箇所数

市内１か所

## ４　従事者

| 必要職員数 | 常勤職員　2名 |
|---|---|

（注１）職員については、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、介護福祉士など、相談支援に関する専門的知識を有する者を配置すること。
例示した資格以外の資格取得者を配置職員として応募を行おうとする場合は、「第３章　応募について」中、「２　応募について（２）質問の受付 」の記載内容に従い、質問表に正式な資格名を記載して、該当性の有無の確認のため提出すること（確認のため、カリキュラム等の書面提出を求めることがある。）。
（注２）職員のうち、１名については常勤換算の方法によることができる。

## ５　設置場所等

大阪市東住吉区南田辺１－９－28　早川福祉会館内

・事業に必要となる事務室を設けること。
・電話、ファックス及びインターネット環境に接続されたパソコンを設置すること。
・設置に要する経費は、受託法人の負担とする。

## ６　開設時間等

・月曜日から金曜日（休日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日をいう。以下同じ。）・年末年始(12 月 29 日～１月３日)を除く。）の午前９時から午後５時 30 分まで（※少なくともこの時間帯は対応できる体制を整えること）
・時間外や土曜、日曜、休日についても、緊急時に連絡が取れるような体制を整備しておくこと。

## ７　契約期間

令和９年４月１日から令和 12 年３月 31 日まで
委託期間　３年

## ８　契約の解除

次に該当する場合、期間の満了を待たずに契約を解除する場合がある。なお、契約の解除に当たっては、受託者は、次の事業実施者が円滑かつ支障なく業務を実施できるよう、速やかに引継ぎなどを行うこと。

（１）正当な理由なく契約を履行しないとき又は履行の見込みがないとき。
（２）契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。
（３）契約の履行にあたり発注者の指示に従わないとき又は発注者の職務の執行を妨げたとき。
（４）発注者に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
（５）監督官庁から営業許可の取り消し、停止等の処分を受けたとき。
（６）職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成 18 年大阪市条例第 16 号）の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は同条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないとき。
（７）前各号のほか契約事項に違反したとき。

## ９　再委託について

（１）大阪市障がい者相談支援調整事業業務委託契約書（以下「契約書」という。）第 16 条第１項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
（２）受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。
（３）受注者は、第１項及び第２項に規定する業務以外の再委託に当たっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
（４）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の２第１項第２号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務において

は、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の３分の１以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

（５）受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第３項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を契約書第 16 条第２項及び第 16 条の２第２項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

## １０　受託事業者として果たすべき責務・運営に当たっての留意事項

（１） 障がい者法定雇用率達成への取組

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）では、事業主に対し、法定雇用率を達成する義務が課されていることから、応募段階で法定雇用率を達成できていない場合は、障がい者雇入れ計画に基づき、誠実に履行すること。

（２） 人権研修の受講

受託者は、従事者が基本的人権について正しい認識を持って業務の遂行をするよう、適切な研修を実施すること。

（３） 個人情報の取扱い

受注者は、本業務の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。ただし、契約書第 15 条第１項にかかわらず、正当な理由がある場合は除く。

また、本事業に従事する者又はその職にあった者に対して、利用者及び利用者家族等のプライバシーの尊重に留意させること。

個人情報を取り扱う場合、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

・業務目的の範囲内で、個人情報を他の機関等と共有する場合には、あらかじめ書面により本人から個人情報を目的の範囲内で利用する旨の同意を得ること。

・同一法人内であっても、個人情報が他の職員に自由に閲覧できないよう適切に管理すること。

・個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び本市の定める大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年条例第5号）、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する規則（令和5年規則第 36 号）等の関係法令（ガイドラインを含む。）を遵守して、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分に留意すること。

（４） 著作物の譲渡等

成果物（本事業の実施により作成した資料等をいう。）に係る取扱いについては、契約書別紙特約条項を遵守すること。

（５） 苦情解決体制の整備

苦情解決に当たっては対応マニュアルの整備、責任者の明示など適切に体制を整備すること。

（６） 公正・中立性の確保

業務の遂行に当たっては公正・中立性を確保しなければならない。

（７） 職員の資質の向上

人材の質がサービスの質に直結するものであることから、関係機関等から信頼される事業者としてその責務を果たしていけるよう、常に職員の資質向上に努めること。

（８） ホームページによる広報

受託者は、本事業に係るホームページを作成するとともに、これを活用して広報に努めるものとする。また、本市ホームページへのリンクを認めるものとする。

（９） 経費の負担、経理区分等

本委託業務の遂行に当たり、必要となる経費（業務や打合せ等に係る消耗品、交通費及び機器の搬入・運搬等の委託に伴う諸経費等）はすべて受託者の負担とする。

また、受託者は本事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分し、会計に関する帳簿及び利用者に関する記録を整備しておかなければならない。特に、他の業務にも従事する職員の人件費について、本事業に係る経理において支出される部分を明らかにすること。

（１０） 障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施

受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。

なお、研修実施報告書については、業務完了報告の際などに合わせて提出すること。

【参考法令】

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 （平成 17 年法律第 123 号）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 （平成 18 年政令第 10 号）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 （平成 18 年厚生省令第 19 号）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（厚生労働省 障発 0330 第 22 号、改正障発 0329 第 15 号）
- 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 （平成 23 年法律第 79 号）
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）

## *第２章　委託料について*

### １　委託料上限額

業務委託料の1か年度当たりの上限額は以下のとおり予定しているが、令和9年度予算の編成過程で変更になる場合がある。また、令和9年度の予算が成立しない場合、本プロポーザルに係る企画提案は無効とする。加えて、令和 10 年度及び令和 11 年度の各年度予算が成立しない場合、契約を解除することがある（各年度予算が変更された場合は、受託者と協議の上、契約の一部を変更して契約を締結する場合があり、受託者はこれに応じるものとする。）。

1か年度当たりの委託料上限額　　22,871,000 円（税込）

### ２　委託料の見積方法について

委託料の見積については、1か年度当たりの経費について、様式 12 の「収支計画書」に消費税及び地方消費税の**税込額**で記載すること。この場合、1か年度当たりの委託上限額を超えることはできない。また、提出された金額をもって契約金額とする。

（受託が決定した法人については、令和8年度中に、収支計画書の再提出を求めることがある。）

### ３　委託料の支払い

会計年度（各年４月１日から翌年３月 31 日まで）の四半期ごとに受託者からの請求により支払う。

## *第３章　応募について*

### １　応募資格

次の各号に定める内容をすべて満たす法人格を有する団体（団体に所属する役員等〔団体の役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。〕を含む）である場合、本プロポーザルの応募に参加することができる。

（１）医療法人、社会福祉法人、公益財団法人、公益社団法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人であること。

（２）障害者総合支援法第 51 条の 23 の規定（指定地域相談支援の事業の基準）及び同第 51 条の 24 の規定（指定計画相談支援の事業の基準）に該当していること。または、事業者選定（令和９年１月下旬）までに指定一般相談支援事業所及び指定特定相談支援事業所の指定を受ける見込みがあること。

（３）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（４）大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれかの措置要件にも該当しないこと。

（５）令和７・８・９年度本市入札参加有資格者名簿に登録している者にあっては、参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと

（６）令和７・８・９年度本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者については、参加申請時において、引き続いて１年以上営業等を行っており、かつ、納税義務者にあっては、消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること

## ２　応募について

（１）参加申請手続

①受付期間　　令和８年 12 月 11 日（金）から令和８年 12 月 25 日（金）までの平日
午前９時 30 分から午後５時まで（ただし、午後０時 15 分から午後１時までを除く。）

②提出書類　　別添「大阪市障がい者相談支援調整事業業務応募書類」のとおり

③提出部数　　〔**正本**〕１部
〔**副本**〕10 部（複写可）

**事業者選定会議委員が団体名等から受ける先入観を防止し、公平な意見聴取とするため、副本の全ての提出資料から団体名・代表者名を消去したうえで提出すること。**

提出書類は、原則としてＡ４判の横書きとする。（止むを得ずＡ３版で作成したものは、折り込んでＡ４判に合わせること）

提出書類は、紙等のファイルの表面及び背表紙に「正本」・「副本」の別、業務名（障がい者相談支援調整事業業務）を記載、縦に左綴じにし、提出書類の目次を付して提出すること（表紙・背表紙への団体名記載は、正本のみとし、副本には記載しないこと）。

正本・副本別　　表紙・背表紙の記載例

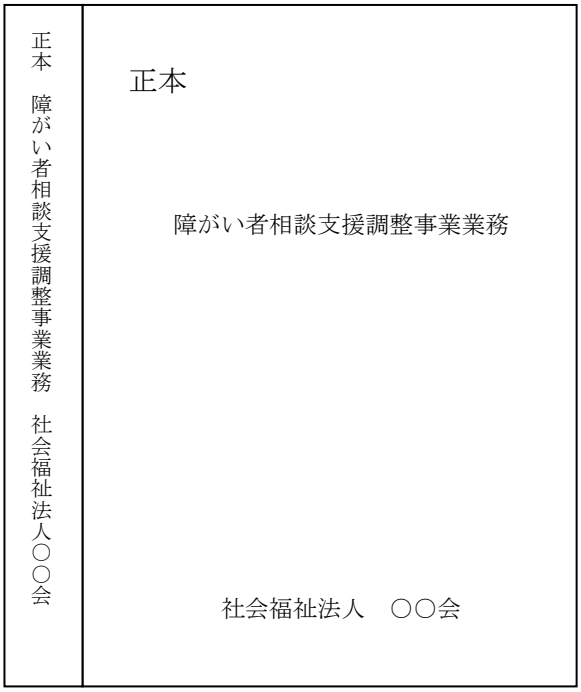


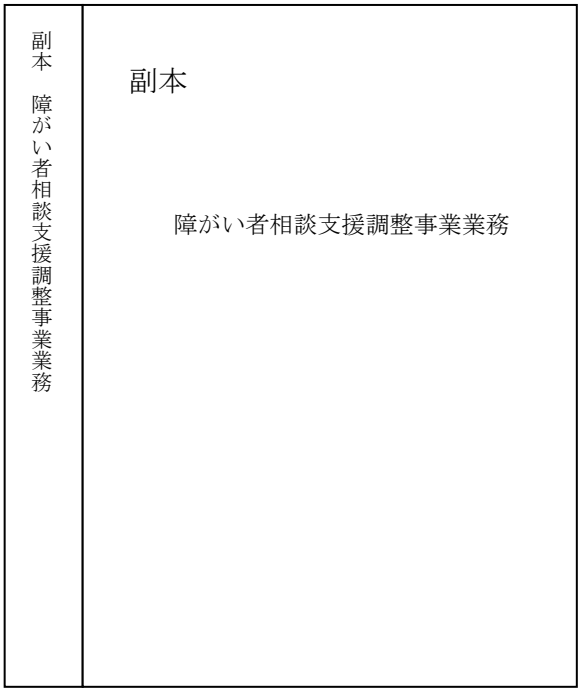

④提出場所　〒530－8201　大阪市北区中之島１丁目３番 20 号　本庁舎６階
福祉局障がい者施策部障がい福祉課【電話：06－6208－7999】
※提出は事前に電話連絡で来所時間を伝達のうえ、上記提出場所への持参によることとし、郵送、ファックス、電子メール等での提出は受け付けない。

（２）質問の受付
①受付期間　令和８年 11 月 25 日（水）から令和８年 12 月４日（金）午後５時 30 分まで
②提出方法　別紙「質問票」に記載し、福祉局障がい者施策部障がい福祉課まで下記電子メールアドレス又はファックス番号あてに質問すること。
【電子メールアドレス：fa0025@city.osaka.lg.jp】
【ファックス：06－6202-6962】
メールの件名は「大阪市障がい者相談支援調整事業業務　質問票」とすること。
（なお、電子メール、ファックスにて送信後、必ず、事務局担当者に電話で着信確認を行うこと。）
③回答　質問に対する回答については、全ての内容を取りまとめた上、福祉局ホームページに掲載する。ただし、質問がない場合は掲載しない。

## *第４章　選定について*

### １　選定基準

審査は、次に示す事項により、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

①法人に関する事項　15 点
障がい者相談支援調整事業業務運営に当たっての基本方針　５点（様式６）
経営の健全性・安定性　５点（資料７・資料８・資料９）
同種事業の実績　５点（様式６）

②業務運営に関する事項　25点
職員の配置計画と実行性　５点（様式７）
職員の研修体制　５点（様式８）
公平性・中立性確保のための方策　５点（様式９）
個人情報保護の取組と体制　５点（様式10）
苦情解決の取組と体制　５点（様式10）

③事業計画　60点（様式11・12）
相談支援専門員に対する専門的研修の実施　15点
障がい者理解に向けた啓発・広報　５点
ピアサポーターの養成等　10点
障がい者支援施設等からの地域移行における連絡調整及び啓発・広報　５点
スーパーバイザーの派遣　５点
指定特定相談支援事業に関する状況把握及び情報提供　５点
あいサポート運動の実施　10 点

収支計画の妥当性　５点

### ２　選定方法

（１）本企画提案の審査については、大阪市障がい者福祉関係業務委託事業者選定会議が行い、その意見を受けて選定する。

（２）選定委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。

（３）プレゼンテーションの実施

複数の法人の参加があるなど、企画提案書による審査が困難な場合には、応募法人によるプレゼンテーションを行う場合がある。その場合においては、開催日時、開催場所、内容、方法等について応募法人に通知する。

（４）審査の結果、評価点が最も高い法人が複数いる場合は、「③　事業計画　相談支援専門員に対する専門的研修の実施」の評価点の高い事業者から選定し、なおも評価点が同点の場合は「③事業計画　あいサポート運動の実施計画」の評価点の高い事業者から選定する。それでも評価点が同点の場合は委員の合議により選定する。

（５）委員ごとの評価点数が１人でも 60 点に満たない場合は、委員の合議により委託候補の適否を判断する。また、評価項目「③事業計画　相談支援専門員に対する専門的研修の実施」の委員ごとの評価点数が 1 人でも 7 点に満たない場合においても、委員の合議により委託候補の適否を判断する。

### ３　失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

（１）選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

（２）他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。

（３）法人選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。

（４）提出書類に虚偽の記載を行うこと。

（５）その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## *第５章　選定後について*

### １　選定結果の通知及び公表

選定結果は、全応募法人に通知するとともに、選定結果の概要を大阪市ホームページへの掲載等により公表する。

### ２　受託予定法人との協議・契約

本市は、選定後、受託予定法人と細目を協議し、令和9年度予算案が市会で議決された後、所定の手続を経て委託契約を締結する。なお、選定後の受託の辞退は原則として認めない。また、受託の辞退により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

なお、応募時に提出することができない必要書類等については契約締結時までに提出すること。提出がない場合契約を行わない。

### ３　業務の引継ぎ等

受託予定法人となった場合は、令和９年４月１日から円滑に業務が開始できるよう、令和８年度中に業務の引継ぎや準備、事業計画書の作成、研修への参加等、速やかに事業実施の準備に着手し、遅くとも令和９年２月上旬以降には、令和８年度の障がい者相談支援調整事業受託法人からの業務引継ぎに対応できる体制を整えておくこと。また、契約期間の途中年度における契約解除等により、業務引継ぎが発生する場合でも、受託法人は誠実に引継ぎを行うものとする。

なお、令和８年度中の業務引継ぎ・研修等の参加について発生する経費について、本市は支出を行わない。また、令和9～11 年度間に発生する業務引継ぎに際して発生する経費についても、本市は年度当たりの契約金額を超える支出は行わない。

また、受託予定法人の事情により業務の実施が出来なくなった場合においても、準備のために支出した費用等について本市は補償しない。

## *第６章　その他*

### １　費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とする。

### ２　応募書類の取扱い

応募書類は理由の如何を問わず返却しないため、必要な書類については、あらかじめ応募者で写しをとっておくこと。

応募書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、選定結果の公表等、市が必要と認める場合は、応募書類の内容を無償で使用できるものとする。

提出書類は、審査・事業者選定の用以外に、申請者に無断で使用しない。ただし、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

## *第７章　スケジュール（予定）*

| | |
|---|---|
| 令和8年 | |
| 11 月 25 日（水） | 募集要項公示 |
| 12 月 11 日（金） | 応募受付日 |
| ～25 日（金） | |
| 令和9年 | |
| 1月下旬 | 選定会議の開催 |
| 2 月上旬 | 選定結果の通知 |
| 2 月中旬 | 受託候補者説明会、業務引継 |
| 4 月 1 日 | 委託契約締結、業務開始 |

## *第８章　事務局（問い合わせ先）*


住所　　〒530－8201　大阪市北区中之島 1－3－20
　　大阪市 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課
電話　　06－6208－7999
ファックス　06－6202－6962
電子メール　fa0025@city.osaka.lg.jp
担当　　渭川 ・ 山下